

施設基準等に関する項目

1) 看護に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。下記の施設基準に基づき看護職員及び看護補助者を配置しています。

北1F 病棟 (42床)：療養病棟入院基本料療養病棟入院料1、看護補助体制充実加算3、療養病棟療養環境加算1、褥瘡対策加算

当病棟では、1日に7人の看護職員と7人の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 9時から17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・ 17時から翌朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

北2F 病棟 (52床)：認知症治療病棟入院料1、認知症夜間対応加算

当病棟では、1日に8人の看護職員と7人の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 9時から17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は18人以内です。
- ・ 17時から翌朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は52人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は26人以内です。

南2F 病棟 (48床)：精神療養病棟入院料、重症者加算

当病棟では、1日に10人の看護要員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 9時から17時までの看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 17時から翌朝9時までの看護要員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

南3F 病棟 (47床)：認知症治療病棟入院料1

当病棟では、1日に8人の看護職員と6人の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 9時から17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・ 17時から翌朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は47人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。

南4F 病棟 (46床)：精神病棟入院基本料1.5対1、看護配置加算、看護補助加算2、看護補助体制充実加算2

当病棟では、1日に10人の看護職員と3人の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 9時から17時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。また、看護補助者1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
- ・ 17時から翌朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

2) 入院時食事療養／生活療養 (I)

当院は、入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (夕食18時)、適温で提供しています。

3) その他届出項目

○精神科作業療法 ○医療保護入院等診療料 ○精神科救急搬送患者地域連携受入加算 ○診療録管理体制加算3 ○データ提出加算1・3 ○入院ベースアップ評価料 ○外来・在宅ベースアップ評価料 (I) ○医療情報取得加算 ○一般名処方加算

4) 保険外負担に関する事項

以下の項目については、保険外負担となります。(消費税込)

○ 洗濯料：病院に洗濯を依頼される場合はお申し出ください。

品 目	金 額
靴下、パンツ	55円
Tシャツ、肌着類	110円
薄手ズボン	160円
上着類、トレーナー、ズボン類	210円
コンビネーション	320円

○ 理容：ご希望の場合は、理美容協会の出張理容 (料金2,000円) がご利用いただけます。

○ 文書料

一般診断書2,200円 生命保険用診断書5,500円 成年後見人診断書5,500円
特別児童扶養手当認定診断書5,500円 精神障害者保健福祉手帳診断書5,500円
公安委員会診断書5,500円 老人ホーム入所診断書5,500円 死亡診断書5,500円
年金診断書初回8,800円 (2回目以降5,500円) 主治医意見書5,500円
保険会社回答書5,500円 症状調査票5,500円 外出・外泊証明書2,200円
受診状況等証明書2,200円 認知症状態判定料2,200円 就労可能証明書2,200円
郵便局保険請求用証明書2,200円 作業所提出用証明書2,200円

5) 予約診療について

当院は、予約診療を行っておりません。

6) 明細書の発行について (個別の診療報酬の算定項目の分かる4もの)

当院は、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口でその旨をお申し出ください。

衛生材料等の治療 (看護) 行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、法令により認められておりませんので、負担をお願いすることはありません。